

つなぐ居宅介護支援事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 合同会社ライブサルベージンが開設するつなぐ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「高齢者」という）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は要介護状態になった場合においても、そのおかれている環境に応じて、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

第3条 事業は利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

第4条 事業に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、中立公正に行う。

第5条 事業の実施に当たっては、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つなぐ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 福山市御幸町森脇1088番地1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者（常勤） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤管理者1名兼務）
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス事業者等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の内容)

第9条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 情報の提供
- (3) 要介護認定の申請、変更の代行手続き
- (4) 居宅サービス事業所との契約締結に関する必要な援助
- (5) 関連事業所等との連絡調整

(6) 給付管理票、サービス利用票の作成と提出

(居宅介護支援の提供方法、利用料その他の費用の額)

第10条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン形式に基づくもの
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 最低月1回

2 指定居宅介護支援に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第11条 事業所の通常の実施地域は福山市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに市、利用者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第13条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメント等迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第16条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) その他の研修

2 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう)から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、合同会社ライブサルベージと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。